

大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）による修学支援の対象機関
となる大学等（確認大学等）に係る確認の取消しと同制度に代わる奨学制度について

令和6年9月（令和7年4月更新）

学校法人佐久学園

佐久大学信州短期大学部は、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）による「高等教育の修学支援新制度」の対象校ではありません。また、佐久大学は、令和7年3月31日をもって、同制度の対象校から外れることとなりました。

本学園では、同制度に代わる独自の奨学制度を用意し、学修意欲のある学生が経済的な理由より修学を断念することがないように支援を行います。

なお、すでに同制度の適用を受けている佐久大学の在在学生については、必要な基準を満たしていれば、卒業時まで継続して支援を受けることができますので、ご安心ください。

※本学園独自の奨学制度については、下記リンクよりご確認ください。

【修学支援奨学生制度】

https://www.saku.ac.jp/wp_saku/wp-content/uploads/2025/04/shugaku-shien-gaiyo_20250407.pdf